

(寄稿)

医業承継対策

～よくありがちな誤解・わが医療法人のチェックポイントは？～

< ポイント >

- ① 出資持分のある医療法人(社団)の医業承継は、後継者がいるか否か、後継者に引き継ぐ出資持分に関する税金(相続税・贈与税)、この2つが大きな課題です。
- ② 出資持分に関する対策(医業承継対策)は、税制や医療法について正しく理解されていなかったり、改正情報にキャッチアップしていなかったりと、勘違いなさっている方も少なくありません。
- ③ まず、出資持分の相続税評価額を算出ください。過去に比べ評価額が相当下がっている医療法人も多いようです。その主たる要因は「上場株価」の値下がりです。「上場株価」を基に計算する「類似業種比準価額」を採用できる大規模法人の評価額は相当低くなっているでしょう。中小法人もある程度影響を受けますので、評価額は想像よりも低くなっているのではないのでしょうか。
- ④ 出資持分の評価額が現在低い状況にあり、今後アップしていくことが予想される場合は、後継者に贈与することも検討してみてもはいかがでしょうか。毎年少しずつ贈与するか、相続時精算課税を選択してまとまった口数を贈与するか検討ください。
- ⑤ ただし、医療法人の後継者以外の子ども等には医療法人の出資持分は贈与しない方がいいでしょう。出資持分の分散は将来のリスクとなります。
- ⑥ 定款に「出資額限度法人」の定めをしている医療法人の出資持分の相続税評価額についても、同族経営を続けている限り一般の医療法人と同じです。また、うっかり払込金額を出資者に払い戻すと思わぬ贈与税課税が行われますのでご注意ください。
- ⑦ 税制改正の動向をみると、所得税と相続税は増税、贈与税は減税といった様相です。これらの動きも踏まえて、中長期的な観点からの検討も必要です。
- ⑧ わが医療法人の医業承継について課題を明確にし、真の医業承継対策を検討実行ください。

2012年9月24日

Healthcare note

(No. 12-13)

寄稿者名：
山田コンサルティング
グループ
山田FAS株式会社
税理士 CFP
布施 麻記子

編集主幹
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザー
河添 麻美

野村證券株式会社
金融公共公益法人部